

令和2年6月12日

財務大臣 麻生太郎 殿

関税・外国為替等審議会会長

森田 朗

答 申 書

令和2年5月28日付財関第532号をもって諮問のあった暫定的な不当廉売関税の課税について、本審議会の意見を下記のとおり答申する。

記

関税定率法第8条第9項第1号の規定に基づき、中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とするトリス（クロロプロピル）ホスフェートに対し暫定的な不当廉売関税を課することについては、諮問のとおり行うことが適当であると認める。